

# 周南市障害者活躍推進計画

令和2年4月

## 1 はじめに

周南市では、障害のある人の雇用促進を図るため、平成 18 年度から障害者を対象とした採用試験を実施してきました。令和元年6月時点では、障害者の法定雇用率を充足しています。

こうした中で、令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、地方公共団体は、雇用の促進にとどまらず、障害のある職員がより活躍できるように障害者活躍推進計画を策定することが義務付けられました。

本市では、一層の雇用促進と障害のある職員が安心して働き、その能力をより発揮できる環境づくりを目指し、本計画を作成するものです。

## 2 計画期間

計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とし、必要に応じて計画期間中でも見直しを行います。

## 3 計画策定主体

計画の策定主体は、本市の各機関の任命権者である周南市長、周南市議会議長、周南市選挙管理委員会、周南市代表監査委員、周南市農業委員会、周南市消防長、周南市教育委員会、周南市上下水道事業管理者、周南市モーターボート競走事業管理者とします。なお、兼務職員のみで構成された機関は除いています。

## 4 周南市における障害者雇用に関する現状と課題

周南市では、平成 18 年度から身体障害者を対象とした採用試験を実施しており、継続的に採用を行っています。また、平成 30 年度からは、障害の種別に関わらず受験できるように知的障害者及び精神障害者も対象に加えました。こうした取組によって令和元年6月時点の全機関(兼務職員のみで構成された機関を除く。以下同じ。)を合計した障害者雇用率は、2.81%(法定雇用率 2.5%)となっています。

また、本庁舎は、建て替えによってバリアフリーに対応しており、労働環境は以前に比べて改善しています。

しかしながら、知的障害者及び精神障害者の採用実績はなく、多様な採用の取組が必要です。また、障害のある職員の適切な業務の配分や人事管理等についてしっかり検討していく必要があります。あわせて、勤務形態についても、現在は、柔軟な対応ができるものではないため、勤務時間の柔軟な運用も検討していく必要があります。

労働環境の整備についても、障害に合わせた就労支援機器の導入などは実績が

ないため、導入について検討する必要があります。

## 5 目標

### (1) 採用に関する目標

毎年6月1日の障害者雇用率(全機関の合計)を当該年の法定雇用率以上とすることを目標とします。達成状況は、毎年 of 任免状況通報により把握します。

### (2) 定着に関する目標

離職者を極力生じさせないように努めます。定着状況は人事記録を基に確認し、毎年6月1日時点の前年度採用者の定着状況を把握します。

## 6 取組内容

### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ア 任命権者ごとに障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用を推進します。
- イ 障害のある職員が5人以上の機関については、障害者職業生活相談員を選任し、障害のある職員の相談窓口を確保します。
- ウ 手話研修や障害に関する理解を深めるための研修を実施し、又は外部研修への参加を促します。

### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ア 障害のある職員へのヒアリング等を踏まえて、職務との適切なマッチングができているか確認を行います。
- イ 必要に応じて各職場へのアンケート等によって既存業務の切り出し等を行い、職務の創出に努めます。

### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 障害のある職員からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討します。
- イ 定期的な面談等を通じて必要な配慮を把握し、継続的な対応を行います。その際は、障害のある職員からの要望を踏まえながら、過重な負担とならない範囲で適切に実施します。
- ウ 常勤、非常勤を問わず障害者を対象とした採用を行うこととし、募集・採用に当たっては以下の取扱いを行いません。
  - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・自力通勤が可能といった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

- ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- エ 障害者対象の実習の受入れを行います。
- オ 柔軟な勤務時間制度等多様な働き方ができる制度の導入を検討します。
- カ 障害のある職員のキャリア形成の支援制度の導入を検討します。
- キ 希望に応じた定期的な面談等によって、業務や研修への要望や体調の把握を行います。

#### (4) その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害のある人の活躍の場の拡大を推進します。